

出雲市の原子力防災の取組

出雲市 防災安全部 防災安全課

目 次

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過
2. 原子力災害に備えた広域避難計画
3. 中国電力株式会社との安全協定に関する取組
4. 今後の対応

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過

年月日	内 容
平成元年2月10日	営業運転を開始
平成23年1月25日	出雲市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定」を締結
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震の発生 東京電力福島第一原子力発電所事故
平成23年12月25日	出雲市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成24年1月27日～	定期検査中（運転停止）
平成24年8月29日	出雲市、安来市及び雲南市（周辺3市）から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（1回目）
平成25年7月8日	新規制基準施行
平成25年10月18日	周辺3市から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（2回目）
平成25年12月25日	原子炉設置変更許可申請（2号機の新規制基準適合性確認）

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過

年月日	内 容
平成28年3月28日	周辺3市から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（3回目）
平成29年2月10日	周辺3市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成30年7月4日	周辺3市から中国電力に対し、原子力発電所立地自治体と同様の安全協定の締結に関する申し入れ（4回目）
令和3年8月11日 ・24日	周辺3市の申し入れに対する中国電力からの回答
令和3年9月14日	第1回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議
令和3年9月15日	2号機の原子炉設置変更許可
令和3年10月24日	島根原子力発電所に関する住民説明会（県・出雲市共催）
令和3年11月1日	出雲市原子力安全顧問会議
令和3年11月5日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会
令和3年11月9日	第2回知事・3市長会議

2. 原子力災害に備えた広域避難計画

(1) 原子力災害とは

原子力災害とは、原子力発電所などで重大事故が起き、大量の放射性物質や放射線が外へ放出されることによって生じる被害のことをいいます。大量の放射性物質や放射線は、土壤汚染や放射線被ばくといった影響を及ぼします。

※放射性プルームとは、気体状または微粒子状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態のことです。

※災害発生時のイメージ図
(放射性プルームは目に見えません。)



(1) 原子力災害とは

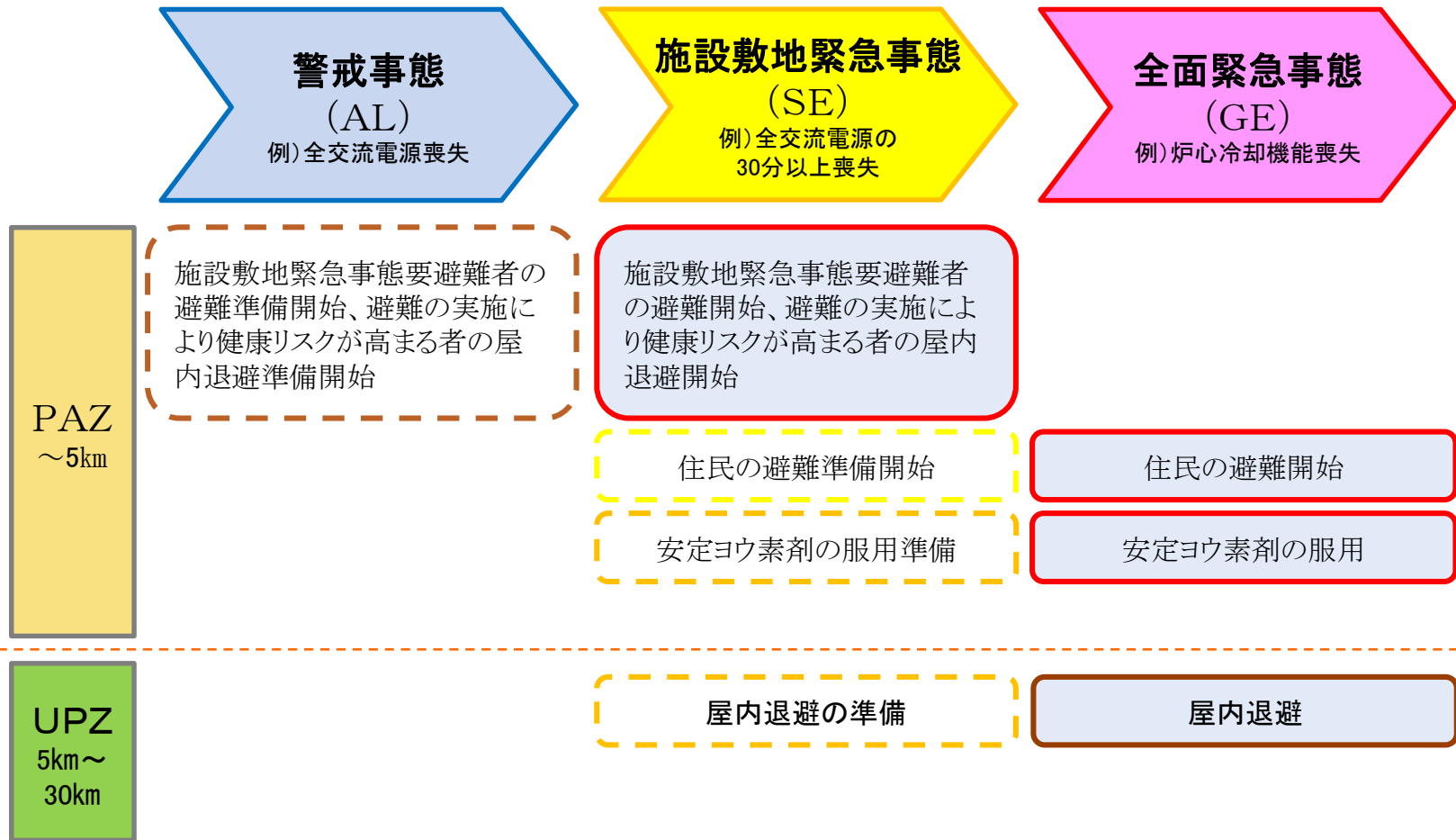
原子力災害では、放射性物質及び放射線の放出が起こり、地震や風水害などと異なり、以下のような特殊性があります。

- ① 五感に感じない
(見えない、におわない、肌に感じない など)
→ただし、放射線測定器により測ることができます。
- ② 被害の程度が自分で判断できない
→放射線などに関する知識が必要です。

各自の判断で行動せず、県や市の指示内容をよく確認し、冷静に判断することが大切です。

(2) 放射性物質放出前の防護措置

原子力発電所から概ね5kmから30kmまでの地域にお住まいの方等は、事故が進展し、全面緊急事態となった場合には、避難や一時移転の指示が出るまで**屋内退避**をすることになります。



(3) 屋内退避の留意点

屋内退避の指示が出たら

- 不要不急の外出は控え、自宅や職場、最寄りの公共施設の中などに入りましょう。
(地震等により自宅での屋内退避が困難であるような場合は、公共施設の中に入りましょう)
- 感染症流行下で屋内退避する際には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないでください。

放射性物質の侵入を防ぐ



ドアや窓を閉め、エアコン（外気導入型）、換気扇を止めましょう。

体についた放射性物質を洗い流す



外から帰ってきた人は、着替えて顔や手を洗い、着替えた衣服はビニール袋に保管し、他の衣服と区別しましょう。

放射性物質による汚染を防ぐ



食品にフタをしたりしましょう。

正確な情報をつかむ

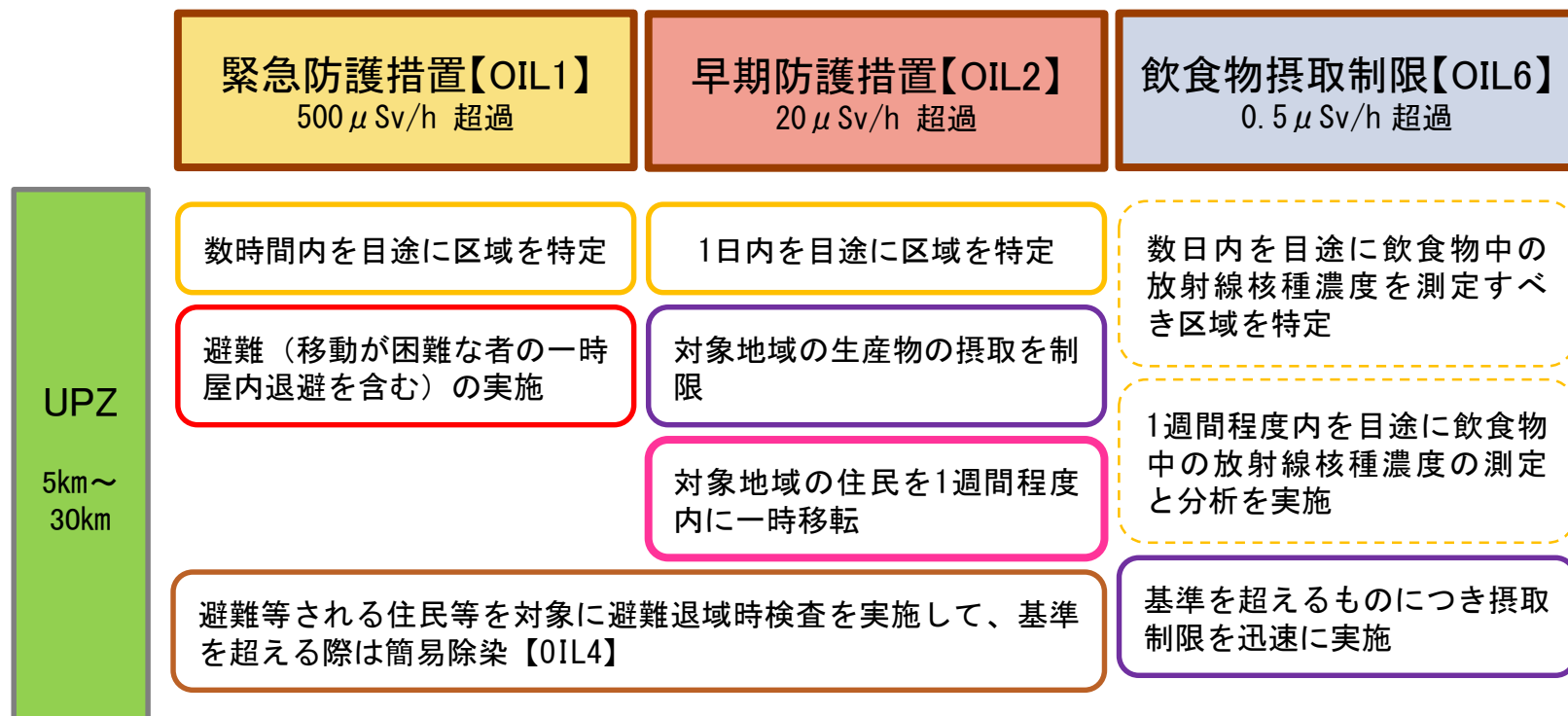


テレビ、ラジオなどで発表される新しい情報を待ちましょう。

「屋内退避」（＝建物に入る）だけでも放射線の影響を低減することができます。特にコンクリートの建物では、効果が大きくなります。

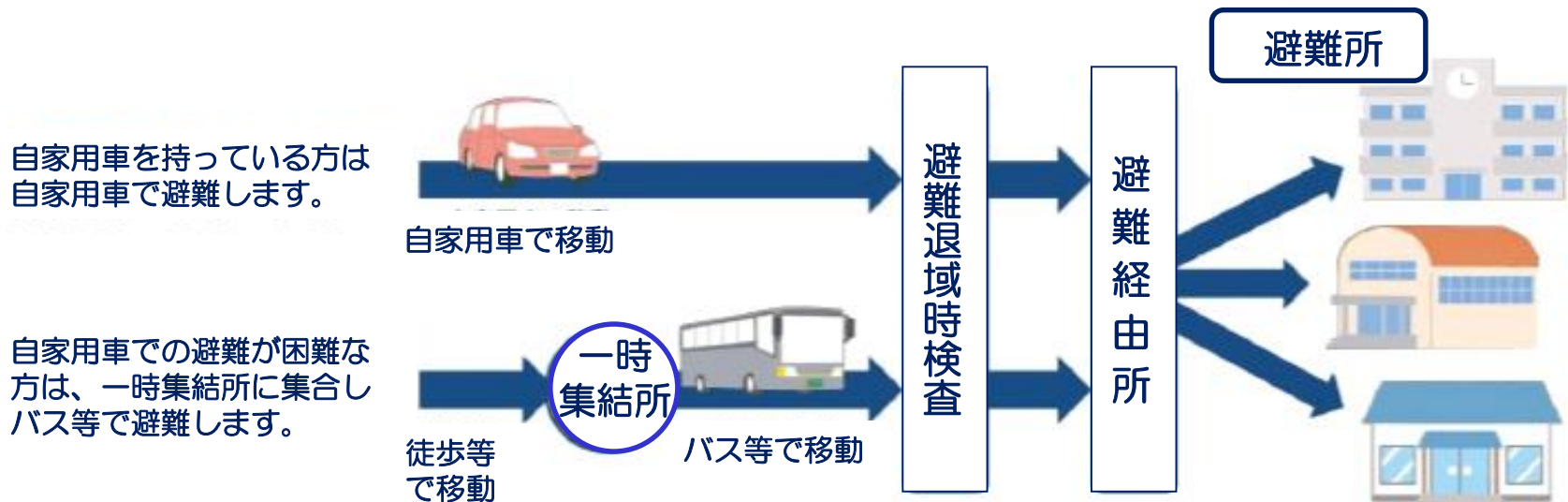
(4) 放射性物質放出後の防護措置

原子力発電所から概ね5kmから30kmまでの地域にお住まいの方等は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線線量率が基準値より高くなった場合は、屋内退避を継続するのではなく、**避難、一時移転**を行います。



(5) 避難等の指示が出たら（一般住民）

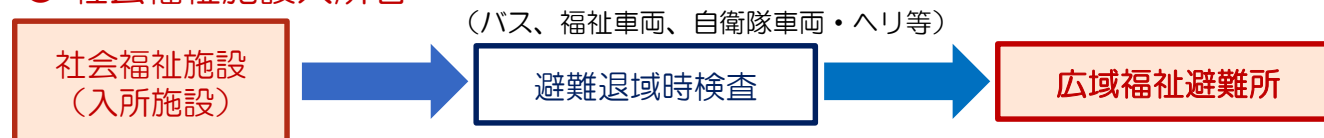
- 自家用車をお持ちの方は、自家用車で避難等を行います。
- 自家用車での避難等が困難な方は、県が手配するバス等で避難等を行います。バス等は一時集結所に手配されますので、避難等の指示が出たときは、市が指定する一時集結所へ集合します。



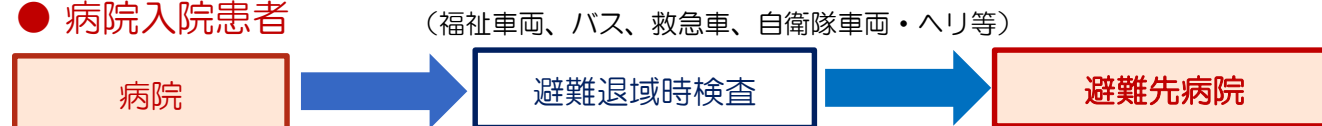
(5) 避難等の指示が出たら（避難行動要支援者等）

- 社会福祉施設に入所されている方や、在宅の避難行動要支援者の方は、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行います。
- 病院の入院患者の方は、直接、避難先の病院へ入院します。

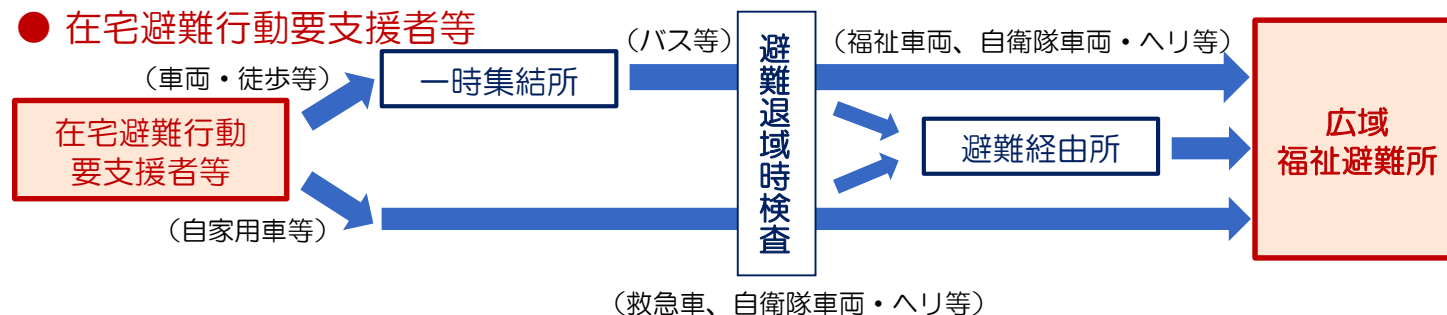
● 社会福祉施設入所者



● 病院入院患者



● 在宅避難行動要支援者等



(6) 市内避難の対象地域と避難先

避難対象地域・地区		避難先（地区）
平田	伊野、東、佐香、檜山	大社地域（荒木地区）
	灘分	大社地域（杵築地区）
	久多美	出雲地域（長浜地区）
	平田	湖陵地域
		佐田地域
	北浜	多伎地域
	西田	
斐川	出東	出雲地域（神門地区）
		出雲地域（古志地区）
	荘原	出雲地域（神西地区）

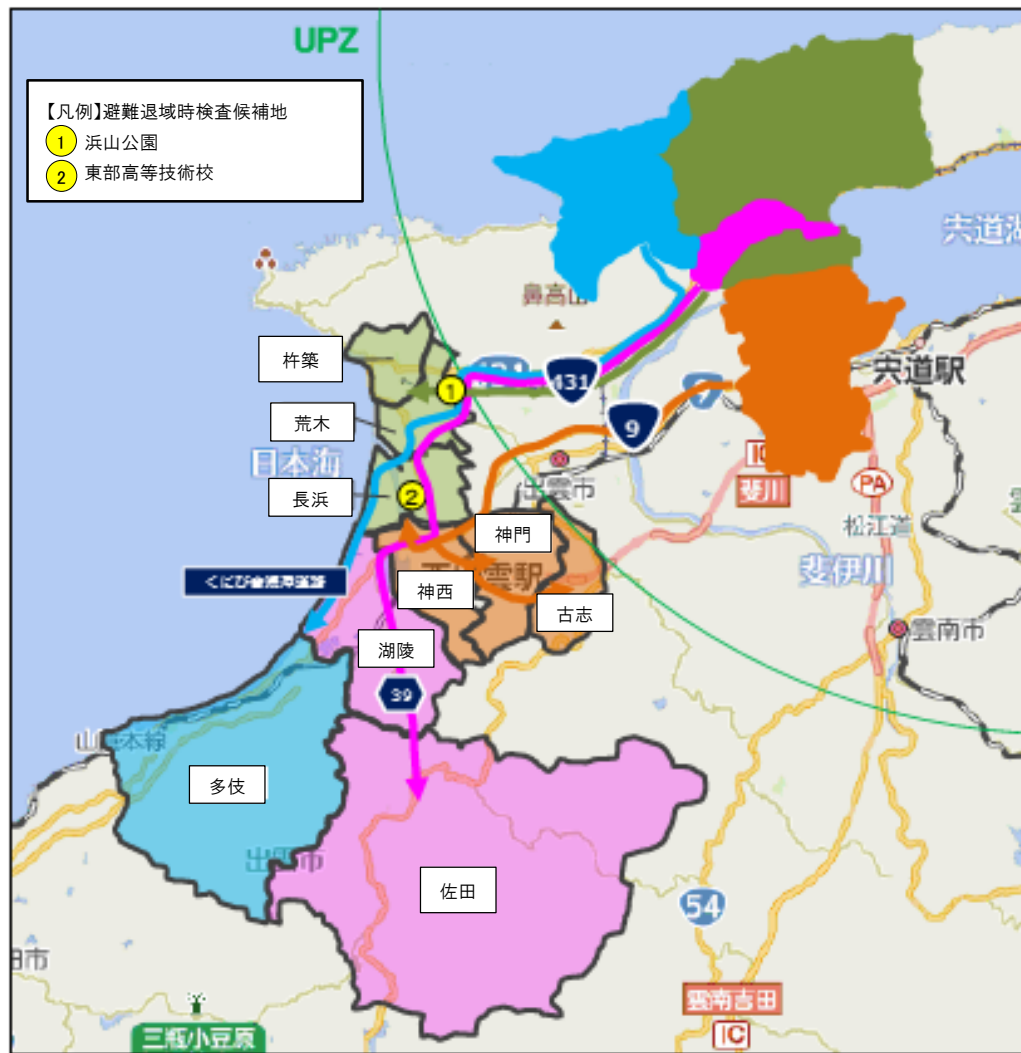
(7) 県外（広島県）避難の対象地域と避難先

避難対象地域・地区		避難先
平田	鰐淵	海田町
	国富	安芸高田市
斐川	久木	
	直江	北広島町
	阿宮	安芸太田町
	伊波野 出西	広島市
大社	遙堪	
出雲	高浜、四絡 川跡、大津	
	稗原（宇那手町、 稗原町）	坂町

避難対象地域・地区		避難先
出雲	今市	廿日市市
	朝山（朝山町）	大竹市
	鳶巣	府中町
	上津	熊野町
	塩冶 （塩冶善行町、塩冶 町の一部、塩冶有原 町、上塩冶町、天神 町、築山新町）	呉市
	高松 （白枝町、浜町）	
大社	鵜鷺	江田島市

※塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいいます。

(8) 北浜・西田・伊野・東・佐香・檜山・灘分地区の避難ルート



北浜・西田地区 避難先: 多伎地域

【一時集結所】

〔北浜〕

北浜コミュニティセンター、北浜小学校、旧塩津小学校

〔西田〕

西田コミュニティセンター、西田小学校、旧光中学校

【基本経路】

県道250号→県道275号→国道431号→くにびき海岸道路

【避難退域時検査候補地】 浜山公園

【避難経由所】 道の駅キララ多伎

→【避難所】 旧田儀小学校 他 5

→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

伊野・東・佐香・檜山地区 避難先: 荒木地区

【一時集結所】

〔伊野〕 伊野コミュニティセンター、伊野小学校

〔東〕 東コミュニティセンター、青少年の家サンレイク、旧東小学校

〔佐香〕 佐香コミュニティセンター、三津町自治会館

〔檜山〕 檜山コミュニティセンター、旧檜山小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号

【避難退域時検査候補地】 浜山公園

【避難経由所】 浜山公園

→【避難所】 大社高校 他 4

→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

灘分地区 避難先: 杵築地区

【一時集結所】

灘分コミュニティセンター、灘分小学校、向陽中学校

【基本経路】

国道431号→県道28号

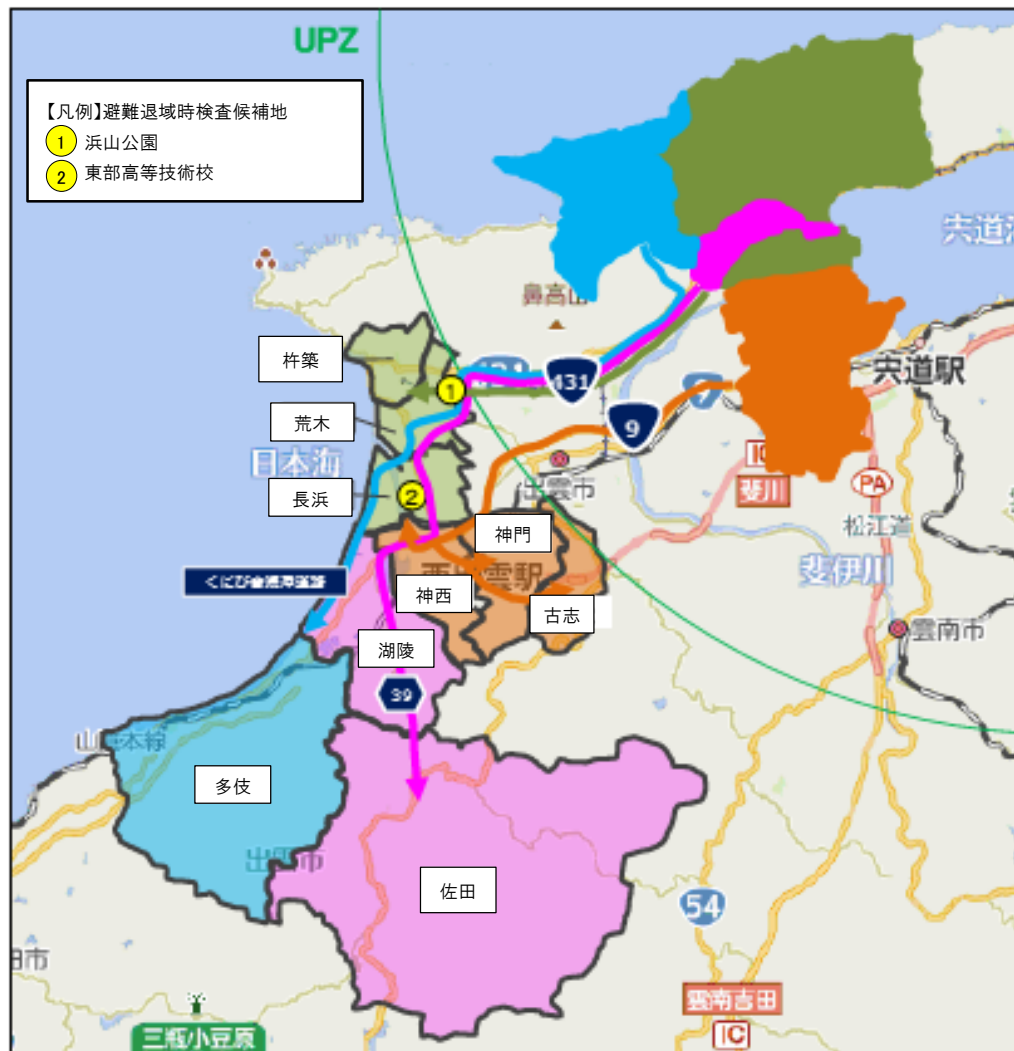
【避難退域時検査候補地】 浜山公園

【避難経由所】 浜山公園

→【避難所】 大社小学校 他 6

→【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

(9) 久多美・平田・出東・荘原地区の避難ルート



久多美地区 避難先:長浜地区

【一時集結所】

久多美コミュニティセンター、平田農業就業改善センター、さくら小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号

【避難退域時検査候補地】 浜山公園

【避難経由所】 浜山公園

→【避難所】長浜小学校 他5

→【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

平田地区 避難先:湖陵・佐田地域

【一時集結所】

平田コミュニティセンター、平田文化館・福祉館、平田中学校
 平田本陣記念館、平田高等学校、平田小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号→国道431号→県道39号

【避難退域時検査候補地】 浜山公園

【避難経由所】 湖陵総合公園 他1

→【避難所】

(湖陵)湖陵コミュニティセンター 他4

(佐田)佐田中学校 他11

→【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

出東地区 避難先:神門・古志地区

【一時集結所】

出東コミュニティセンター、斐川東中学校、出東小学校

【基本経路】

国道9号→国道431号

【避難退域時検査候補地】 東部高等技術校

【避難経由所】 東部高等技術校

→【避難所】神戸川小学校 他9

→【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

荘原地区 避難先:神西地区

【一時集結所】

荘原コミュニティセンター、荘原小学校、四季荘

【基本経路】

国道9号→国道431号

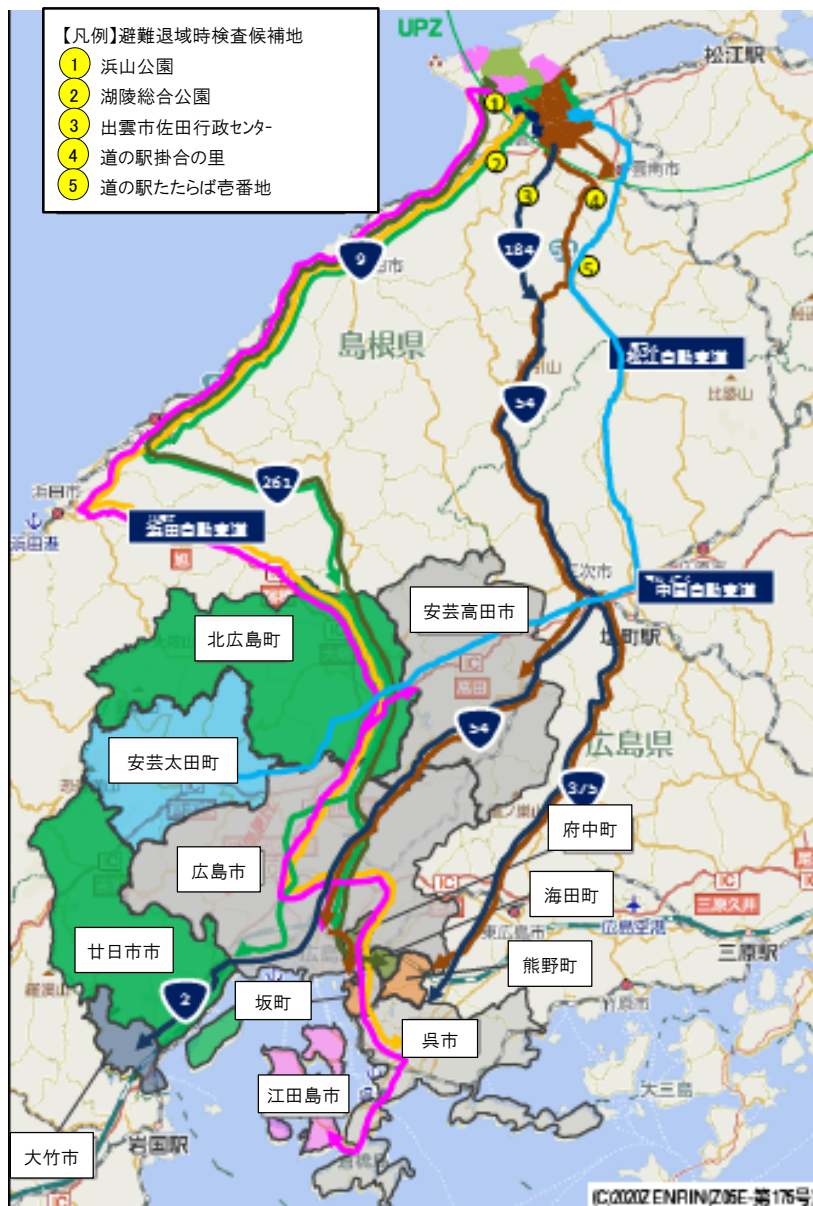
【避難退域時検査候補地】 東部高等技術校

【避難経由所】 東部高等技術校

→【避難所】神西小学校 他3

→【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

(10) 鵜鷺・国富・高浜・遙堪・鰐淵地区の避難ルート



鵜鷺地区 避難先:江田島市

【一時集結所】鵜鷺コミュニティセンター、旧鵜鷺小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
→中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】能美運動公園

→【避難所】江田島市スポーツセンター

→【広域福祉避難所】中町公民館 他1

国富地区 避難先:安芸高田市

【一時集結所】国富コミュニティセンター、プラッツ金山館、国富小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
→中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】甲田文化センターミューズ 他1

→【避難所】甲田中学校 他7

→【広域福祉避難所】高宮老人福祉センター「福寿荘」他2

高浜・遙堪地区 避難先:広島市

【一時集結所】

〔高浜〕高浜コミュニティセンター、高浜小学校

〔遙堪〕遙堪コミュニティセンター、遙堪小学校、遙堪幼稚園

【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
→中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】安芸矢野ニュータウン中央公園 他4

→【避難所】三入公民館 他95

→【広域福祉避難所】ケアハウスラポーレ東千田 他57

鰐淵地区 避難先:海田町

【一時集結所】鰐淵コミュニティセンター、鰐淵小学校、お茶の里唐川館、
猪目交流センター

【基本経路】

国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

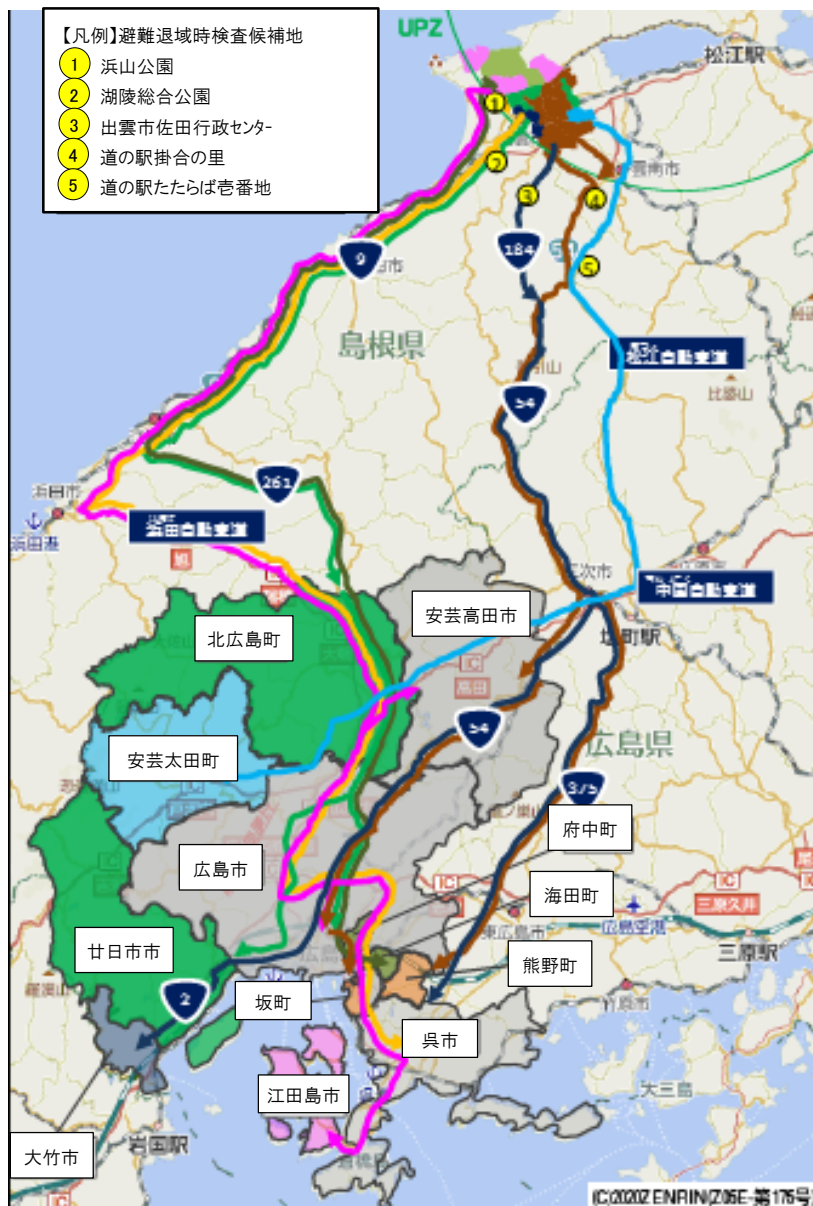
【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】海田小学校

→【避難所】海田公民館 他5

→【広域福祉避難所】海田町福祉センター

(11) 鳶巣・高松・直江・四絡・川跡地区の避難ルート



鳶巣地区 避難先:府中町

【一時集結所】鳶巣コミュニティセンター、県立大学出雲キャンパス、出雲北陵高校

【基本経路】

国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】くすのきプラザ 他2

→【避難所】府中町立体育館 他2

→【広域福祉避難所】くすのきプラザ小アリーナ 他1

高松地区 避難先:呉市

【一時集結所】高松コミュニティセンター、高松小学校、浜山中学校

【基本経路】

国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道

【避難退域時検査候補地】湖陵総合公園

【避難経由所】呉市体育館

→【避難所】呉市立原小学校 他19

→【広域福祉避難所】阿賀まちづくりセンター 他4

直江地区 避難先:北広島町

【一時集結所】直江コミュニティセンター、斐川西中学校、中部小学校

【基本経路】

国道9号→国道261号→国道191号または国道433号

【避難退域時検査候補地】湖陵総合公園

【避難経由所】ふれあい公園豊平どんぐり村 他3

→【避難所】とよひらウイング 他3

→【広域福祉避難所】大朝保健センター 他3

四絡・川跡地区 避難先:広島市

【一時集結所】

〔四絡〕四絡コミュニティセンター、四絡小学校、第三中学校、出雲ドーム

〔川跡〕川跡コミュニティセンター、さんぴーの出雲、川跡幼稚園、北陽小学校

【基本経路】

国道9号→国道261号→国道191号または国道433号

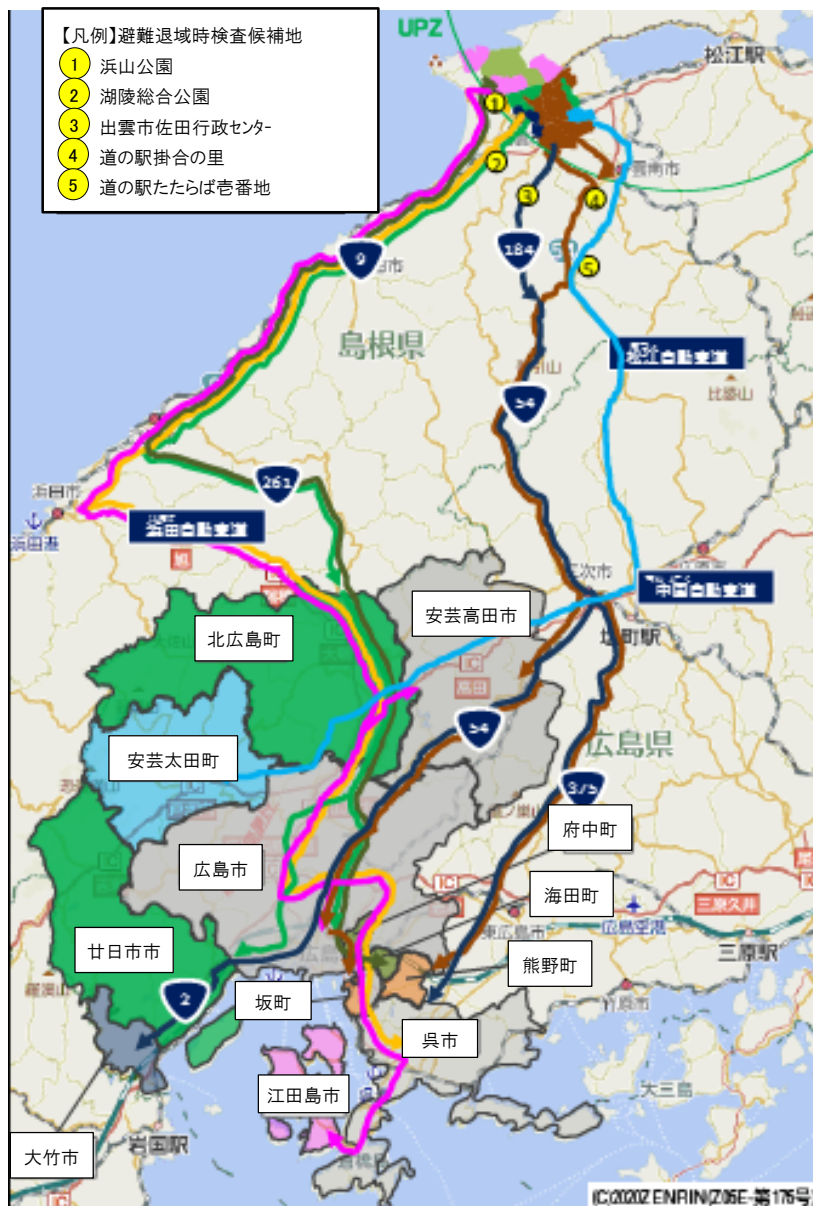
【避難退域時検査候補地】湖陵総合公園

【避難経由所】福木公園 他22

→【避難所】三入公民館 他95

→【広域福祉避難所】ケアハウスラポーレ東千田 他57

(12) 今市・久木・伊波野・出西・大津・上津地区の避難ルート



今市地区 避難先: 廿日市市

【一時集結所】今市コミュニティセンター、今市小学校、出雲科学館、ビッグハート出雲

【基本経路】

国道9号→国道261号→国道191号または国道433号

【避難退域時検査候補地】湖陵総合公園

【避難経由所】もみのき森林公園 他4

→【避難所】吉和市民センター 他21

→【広域福祉避難所】廿日市市総合健康福祉センター 他3

久木地区 避難先: 安芸高田市

【一時集結所】久木コミュニティセンター、JAしまねひかわ営農総合センター

【基本経路】県道26号→国道54号

【避難退域時検査候補地】道の駅掛合の里

【避難経由所】吉田運動公園

→【避難所】クリスタルアージョ 他3

→【広域福祉避難所】吉田生活改善センター 他3

伊波野・出西・大津地区 避難先: 広島市

【一時集結所】

〔伊波野〕伊波野コミュニティセンター、アクティビかわ、西野小学校

〔出西〕出西コミュニティセンター、出西保育園、企業化支援センター

〔大津〕大津コミュニティセンター、大津小学校、第一中学校、出雲商業高校、出雲中央図書館

【基本経路】県道26号→国道54号

【避難退域時検査候補地】道の駅掛合の里

【避難経由所】井口台公園 他17

→【避難所】三入公民館 他95

→【広域福祉避難所】ケアハウスラポーレ東千田 他57

上津地区 避難先: 熊野町

【一時集結所】上津コミュニティセンター、上津小学校

【基本経路】県道26号→国道54号

【避難退域時検査候補地】道の駅掛合の里

【避難経由所】熊野町民体育館・熊野町民グラウンド

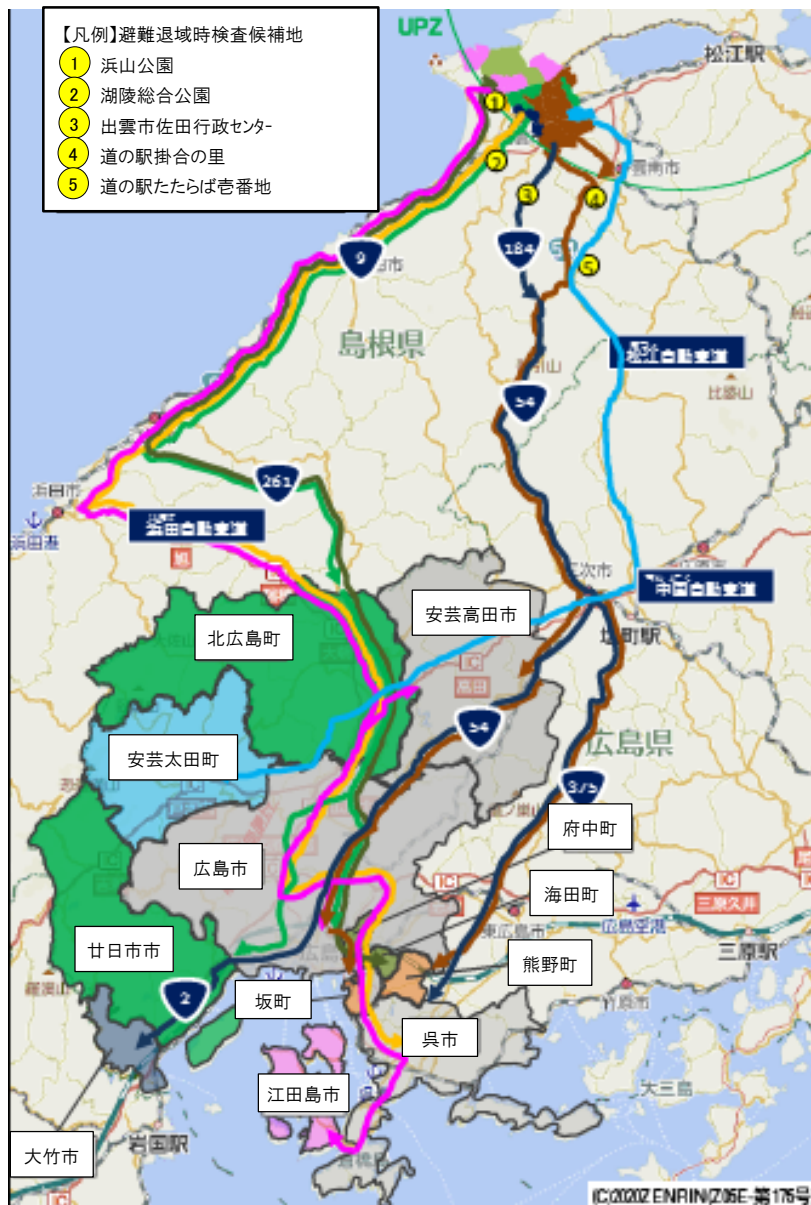
→【避難所】熊野第一小学校体育館 他12

→【広域福祉避難所】熊野町老人福祉センター 他1

(13) 稗原・阿宮・塩冶・朝山地区の避難ルート

【凡例】避難退域時検査候補地

- ① 浜山公園
- ② 湖陵総合公園
- ③ 出雲市佐田行政センター
- ④ 道の駅掛合の里
- ⑤ 道の駅たたらば壱番地



稗原地区 避難先:坂町

【一時集結所】稗原コミュニティセンター、稗原小学校、稗原交流センター

【基本経路】県道51号→国道54号

【避難退域時検査候補地】道の駅掛合の里

【避難経由所】坂町北新地グラウンド

→【避難所】町民交流センター(Sunstar Hall) 他2

→【広域福祉避難所】坂町保健センター 他1

阿宮地区 避難先:安芸太田町

【一時集結所】阿宮コミュニティセンター

【基本経路】県道26号→松江自動車道→中国自動車道→国道186号

【避難退域時検査候補地】道の駅たたらば壱番地

【避難経由所】加計体育館 他1

→【避難所】殿堂ふれあいプラザ 他7

→【広域福祉避難所】川・森・文化・交流センター 他1

塩冶地区 避難先:呉市

【一時集結所】塩冶コミュニティセンター、出雲市民会館、出雲工業高校、第二中学校、塩冶小学校

【基本経路】国道184号→国道54号

【避難退域時検査候補地】出雲市佐田行政センター

【避難経由所】呉市総合体育館

→【避難所】呉市立和庄小学校 他28

→【広域福祉避難所】昭和まちづくりセンター 他2

朝山地区 避難先:大竹市

【一時集結所】朝山コミュニティセンター、みなみ小学校、南中学校

【基本経路】国道184号→国道54号

【避難退域時検査候補地】出雲市佐田行政センター

【避難経由所】大竹市役所

→【避難所】大竹市総合市民会館

→【広域福祉避難所】サントピア大竹

(14) 住民への広報手段

1. 報道機関

- ①テレビ、ラジオ

2. 自治体（出雲市）

- ①防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）
- ②緊急速報メール（エリアメール）
- ③いずも防災メール
- ④ひらたCATV（音声告知端末、テロップ放送）
- ⑤出雲ケーブルテレビ（L字放送）
- ⑥エフエムいずも
- ⑦大社ご縁ネット
- ⑧市ホームページ
- ⑨SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
- ⑩市広報車による広報
- ⑪FAX（地区災害対策本部への主な情報伝達手段）

(15) 広域避難計画の改定

国の防災基本計画、原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定を踏まえ、本年10月に出雲市の広域避難計画を改定しました。

改定のポイントは、次のとおりです。

①避難退域時検査及び簡易除染の実施

住民等が広域避難する過程で行う避難退域時検査及び簡易除染に関する手順を記載

②避難退域時検査候補地の選定及び避難ルートの見直し

避難退域時検査候補地の選定と、それに伴う避難ルートの見直し内容を反映

③安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の配布方法や備蓄場所等を記載

④一時集結所の見直し

バス等で避難される方の集合場所である一時集結所の見直し

3. 中国電力との安全協定に関する取組

平成30年7月に出雲市、安来市及び雲南市が行った立地自治体と同様の安全協定の締結を求める申し入れに対して、本年8月に中国電力から回答がありました。

この回答を踏まえ、安全協定運営要綱等の改定を行うとともに、知事・3市長会議を設置しました。

◎立地自治体と周辺自治体との安全協定の相違点及び中国電力の回答

	立地自治体	周辺自治体	中国電力の回答
核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	• 年間の輸送計画（前年度末まで） • 輸送計画、安全対策（30日前まで） • <u>上記の確定連絡（直前）</u>	• 年間の輸送計画（前年度末まで） • 輸送計画、安全対策（30日前まで） • <u>確定連絡（直前）の規定なし</u>	立地自治体と同様な情報連絡を行うこととしたい。

3. 中国電力との安全協定に関する取組

	立地自治体	周辺自治体	中国電力の回答
立入調査	発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、職員を発電所に立入調査させることができる。	発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、職員に発電所を現地確認させることができる。 周辺自治体は、意見を述べる <u>ことができ、中国電力は誠意をもって対応する。</u>	これまでの「現地確認」に加え、県へ「立入調査」の実施を要請いただくこととしたい。
適切な措置の要求	立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のための特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、適切な措置（ <u>運転停止を含む</u> ）を講ずることを求めることができる。	規定なし	県が「適切な措置の要求」を実施する際に、周辺3市の意見を聞いていただくこととしたい。
事前了解	以下の事項について、事前に了解を得ることが必要 ・発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 ・廃止措置計画、同計画の重要な変更	以下の事項について、報告が必要 周辺自治体は意見を述べる <u>ことができ、中国電力は誠意をもって対応</u> ・発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 ・廃止措置計画、同計画の重要な変更	見直すことは困難である。 県が重要な判断を行うにあたって、県が周辺3市の意見を聞くための会議を設置いただきたい。

4. 今後の対応

- (1) 中国電力との安全協定については、引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めています。**
- (2) 広域避難計画については、原子力防災訓練等を通じて行政の対応能力の向上や避難先自治体との連携強化を進めるとともに、広報、学習会等を繰り返し行うことにより住民周知を図り、実効性を高めています。**
- (3) 島根原子力発電所2号機の再稼働については、国や中国電力からの安全性や必要性、住民の避難対策等の説明を受け、そして住民説明会をはじめ、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会、原子力安全顧問等の意見を踏まえ、総合的に判断します。**